公　　示

九　州　運　輸　局　長
令　和　8　年　11　月　2　日

道路運送法施行規則第１５条の6の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第１５条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年１１月１３日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

（公示番号　九運公第８９号）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案番号	休止又は廃止の別	申請者	届出路線		粁程	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止の理由	備考
			起　点	終　点				
長8廃9	廃止	島原鉄道株式会社	長崎県島原市下折橋4340番地先	長崎県島原市六ツ木町1196-10番地先	1.20	R9.4.1	利用者数が著しく少ないため。	
			長崎県諫早市川内町133の4番地先	長崎県諫早市小野島町中田名185番地先	2.20			
			長崎県諫早市小野島町中田名185番地先	長崎県諫早市小野町尾崎398先	0.80			